

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：仙北市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.7%
全職員	73.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	82.7%
本庁課長相当職	77.8%
本庁課長補佐相当職	92.3%
本庁係長相当職	103.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.3%
31～35年	84.8%
26～30年	89.0%
21～25年	84.1%
16～20年	95.7%
11～15年	93.7%
6～10年	73.3%
1～5年	72.1%

【説明欄】

基本給の決定及び昇給制度において、男女の差異はない。

全体的に男性の給与に対する女性の給与の割合が低い主な要因は以下のとおり。

- ・扶養手当、寒冷地手当等各種手当については、世帯主となっている男性への支給額が多い。
- ・給料単価の高い医療職（医師）における男性の比率が高い。
- ・常勤職員と比較し給与が低い会計年度任用職員における女性の比率が高く、会計年度任用職員の中でも賃金水準の高い職種に占める男性の比率が高いため差異が生じている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	27.0%

【説明欄】

- ・管理的地位にある職員の定義：本庁及び出先機関の課長級以上の職
- ・当市では仙北市特定事業主行動計画に基づき、令和 12 年 4 月 1 日までに女性の管理職登用率を 30%にする目標を掲げている。性別にかかわらず能力本位の登用を徹底し、男性職員の育児休業取得促進等によるワークライフバランスの充実を図り、女性が管理職として活躍しやすい環境づくりを推進していく。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	11.8%
本庁課長相当職	10.0%
本庁課長補佐相当職	33.7%
本庁係長相当職	46.7%

【説明欄】

- ・現在、本庁係長相当職における女性割合は 46.7%と半数程度を占めているが、課長相当職以上の上位職階においては約 10%にとどまっており、役職段階が上がるにつれて女性割合が低下する傾向にある。これは、仕事と家庭の両立不安等から昇格を希望しない女性職員が一定数いることが要因として考えられる。男女問わず能力と意欲に応じた登用を徹底するとともに、男性の育児休業取得促進等をはじめとする働き方改革を推進し、誰もが上位職階を目指しやすい環境づくりに努める。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	128.6%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	-
女性	125%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	85.7%	%	%	%
1月超3月以下	14.3%	%	%	%
3月超6月以下	%	25.0%	%	%
6月超9月以下	%	12.5%	%	20.0%
9月超12月以下	%	12.5%	%	80.0%
12月超24月以下	%	50.0%	%	%
24月超	%	%	—	—

【説明欄】

- ・男性の会計年度任用職員については、令和7年度育児休業取得対象者がいなかった。
- ・令和7年度は男女ともに育児休業取得率 100%を達成することができた。引き続き、仕事と育児を両立できる職場づくりを推進していく。
- ・男性職員については短い期間での育児休業の取得が多かった。業務の都合に合わせて育休を分割取得する職員が増加していることも、短期取得の割合が高い要因となっている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.8 時間／月
内部部局等以外	14.0 時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等：本庁（田沢湖庁舎、角館庁舎、角館上野庁舎及び西木庁舎）の各部局及び行政委員会
- ・内部部局等における時間外勤務が、内部部局等以外と比較して多くなっている。これは、内部部局等においては議会对応や予算編成業務、災害対応や選挙事務など、特定の時期に業務負荷が集中しやすい性質があることが主な要因である。時間外勤務を縮減し全職員のワークライフバランスを確保するため、全庁的な「ノー残業デー」の徹底や、ICT（デジタル技術）を活用した業務の効率化・ペーパーレス化を推進していく。